

令和2年度 第1回 南丹市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

日時：令和2年9月28日(月) 午後7時30分から8時30分まで

会場：南丹市役所 2号庁舎 301会議室

出席者：

市いじめ問題対策連絡協議会委員：順不同

岡島賢峰委員、清水郁代委員、坪井秀粹委員、谷義治委員、原田清弘委員、野々口二三男委員、中田善弘委員、青木由利加委員、西尾孝道委員、永口昭子委員、武田義史委員、中村裕予委員、迫間勝樹委員、滝本哲也委員、福西茂樹委員、榎本尚委員

南丹市：順不同

今西均市民部長、西岡人権政策課長、奥村人権政策課長補佐、山田子育て支援課長補佐

南丹市教育委員会：順不同

中川教育次長、山内学校教育課長、藤林社会教育課長

会議概要

1 開会

事務局：人権政策課長

2 委嘱状の交付

西村市長から 代表として清水郁代委員へ交付

3 あいさつ

西村市長

(概要)

日頃は、市政の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。委員の皆様方におかれましては「南丹市いじめ問題対策連絡協議会」を開催しましたところ、ご多忙中にも関わりませぬご参集いただき、誠にありがとうございます。

テレビを見ていますとショッキングな事件が起きています。現在は、コロナウイルスに関する差別が生じており、いじめではないが、これに匹敵する内容でもあります。

南丹市子育て支援課では、児童虐待に関する情報連携システム（サイボウズ株式会社）のキントーン（kintone）を導入しており、これにより子どもが

どのような状態であるか、横の連携を図っています。市民全体が子どもたちの様子を見ていくことが大切であります。

民生児童委員、人権擁護委員の方、そして各種団体の皆様、日頃から絶えず子どものいじめのことについて見ていただきまして、南丹市のいじめをなくすため、本日は忌憚のないご意見をいただきますようよろしくお願いいたします。

4 自己紹介（委員・事務局等）

5 南丹市いじめ問題対策連絡協議会について（人権政策課長から説明）

・いじめ問題対策連絡協議会等条例について

皆様もよくご存じのことかと思われませんが、いじめが社会問題となり、国においては、平成25年9月にいじめ対策の法律ができました。

それに沿ったかたちで、同年10月に国の基本方針ができ、それに基づいて都道府県や市町村でも、いじめ問題に対しての基本方針を作ることになりました。

南丹市では、平成26年4月に「南丹市いじめ防止基本方針」を定め、いじめ問題に対して市長部局、教育委員会部局、学校も連携して取り組んでいくといったかたちで進めているところです。

お手元に配布しております「南丹市いじめ問題対策連絡協議会等条例」では、いじめ問題に対しての市や教育委員会が連携して様々な機関を設置することをこの条例に規定しております。

今回、皆様方にご就任いただいておりますのは、条例第2条「南丹市いじめ問題対策連絡協議会」でございまして、法律に基づいて連絡協議会を設置させていただいています。

先ほども自己紹介いただきましたように、様々な団体と関連する行政機関が横の連携を取らせていただいて、問題が起こらないよう、いじめ防止対策の取組などの情報連携、相互の連絡調整などを行う会議となっております。

委員定数は25人以内、委員の任期は2年、令和4年3月31日までですが、各団体の役員が交代された場合は、新しい役員の方に残任期間

をお世話になりたいと思いますのでよろしくお願いします。

法では、この連絡協議会の附属機関としていじめの防止等のための対策を実効的に行うための組織を置くことができることとされておりまして、南丹市ではこれに基づき第3条で「南丹市いじめ防止等対策委員会」を置くことを規定しています。

この組織は、いわゆるいじめの重大事態が発生した場合に教育委員会の諮問に対して、調査審議、答申する組織であり、委員定数は10名以内、任期は2年です。

委員選出にあたっては、教育の専門家や弁護士、医師などの専門的知識を有する方に関わっていただく委員会となっております

法では、先ほどの「南丹市いじめ防止等対策委員会」の調査結果について、市長の要請により、さらに再調査を行うための「再調査委員会」を置くことが出来るとされておりまして、これに基づき、南丹市では、第4条で「南丹市いじめ問題に関する第三者調査委員会」を置くことを規定しています。

この委員会の定数は5名以内で、任期は同じく2年、委員選出にあたっては、先の対策委員会と同様、専門知識を有するもの、また、重大事態に対し、公平かつ中立的に判断することが出来るものを選出することになっていきます。

本条例には、この3つの組織が規定されておりますが、今回、皆様には、最初にご説明させていただきました「南丹市いじめ問題対策連絡協議会」の委員として委嘱をさせていただく次第です。

以上が「南丹市いじめ問題対策連絡協議会」の概略でございますが、この後「南丹市いじめ防止基本方針」の中でもご説明をさせていただきます。

6 会長、副会長の選任について

会長、副会長は、委員の互選により決定するとなっておりますので、皆様方の中からお世話になりたいと思っております。

委員から、事務局一任の声を受けた結果、次のとおり。

- ・ 会長：市社会教育委員 岡島賢峰さん
- ・ 副会長：市PTA連絡協議会 青木由利加さん

岡島会長あいさつ

委員の皆さまには大お世話になりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

7 「南丹市いじめ防止基本方針」について（人権政策課長補佐から説明）

・ **基本方針**・ **基本方針の概要**・ **組織関係図**により説明。

横の連携が重要となっていますので、ご協力をよろしくお願ひします。

8 令和元年度いじめ調査の概要について（学校教育課長から説明）

南丹市のいじめ調査につきましては、京都府のいじめ調査を活用して実施しております。この調査を通じて、いじめの実態把握を行うことにより「いじめの早期発見」「早期対応」につなぐことを目的に各学期末ごとに年3回行っております。

2. いじめ調査の予定ですが、この資料に示しております日程は、本年度の実施予定を示しております。第1回目の調査期間は、例年ですと7月19日となるべきところですが、本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応により、4、5月の学校休業、その後の夏季休暇短縮の措置により1学期末が7月31日となったことから、調査期間が例年より遅くなっております。以後、第2回、第3回は現在のところこの日程を調査期間として実施する予定です。

いじめ調査の方法でございますが、アンケートや個別面談、日常の児童生徒の観察等から各校が認知した「いじめ」を、「要指導」「要支援」「見守り」「解消」の4区分に分類して把握するというものです。「要指導」「要支援」「見守り」までが「未解消」となり、「見守り」の状態が3か月過ぎれば「解消」となります。

いじめの認知件数でございますが、小学校135件、中学校22件で、3年連続で減少傾向となっております。小中学校ともに解消の割合が約65%に達しており、これは、南丹市のすべての小中学校において、一つ一つの事象についてきめ細かく状態把握し、いじめの解消に向けての適切な対応ができている結果であると分析しております。

次に、いじめの態様についてですが、小中学校ともに「冷やかしやからかい、

悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が多数を占める結果となっています。

各校には、いじめの当事者だけの指導で終わることなく、「観衆」「傍観者」などを含めて問題点を考えさせるなど、「いじめ」は誰にでも起こりうることであることという認識に立って、あらゆる場面で人権教育を基盤とした取組を一層推進し、いじめを許さない学級・学年・学校づくりに努めるよう、求めています。

9 その他

・いじめ問題等に係る各関係機関の取組について

法務省では、「子どもの人権110番」「子どもの人権SOS-eメール」を常時受け付けられている。また、冊子も配布させていただいているが、法務省の取り組み等が記載されているので、ご一読いただきたい。

・その他

南丹市人権講演会について

10月3日（土）、南丹市国際交流会館で開催。

講師一桂 三風さん（落語家）

テーマー「やさしさの時代を築こう（講演&落語）」

今年度はコロナウイルス感染拡大防止のため、会場での参加は事前申し込み制、先着40名とし、なんたんテレビ（11チャンネル）での生放送とした。

・次回連絡協議会の開催時期について

令和3年2月から3月上中旬に開催予定

10 閉会

青木副会長あいさつ